

令和5年第3回中泊町議会 定例会会議録目次

第1号（9月1日）

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第11号から日程第22 議案第72号まで	5
・報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について）	
・報告第12号 令和4年度中泊町財政健全化判断比率の報告について	
・報告第13号 令和4年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について	
・報告第14号 令和4年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書について	
・議案第58号 令和4年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第59号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第60号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第61号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第62号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	

- ・議案第 6 3 号 令和 4 年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について
- ・議案第 6 4 号 令和 4 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定
について
- ・議案第 6 5 号 中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関
する条例の一部改正について
- ・議案第 6 6 号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- ・議案第 6 7 号 令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 4 号について
- ・議案第 6 8 号 令和 5 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号につい
て
- ・議案第 6 9 号 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号につい
て
- ・議案第 7 0 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について
- ・議案第 7 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- ・議案第 7 2 号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及
び西北五環境整備事務組合同規約の変更について

日程第 2 3 決算特別委員会の設置	1 0
散会の宣告	1 1

第 2 号 (9月5日)

議事日程	1 3
出席議員	1 3
欠席議員	1 3
出席説明員	1 3
職務のため出席した事務局職員	1 4
開議の宣告	1 5
日程第 1 一般質問	1 5
6 番 荒関富雄議員	1 5
5 番 塚本悦子議員	2 0
散会の宣告	2 6

第 3 号 (9月8日)

議事日程	27
出席議員	28
欠席議員	28
出席説明員	28
職務のため出席した事務局職員	29
開議の宣告	30
日程第1 報告第11号	30
・報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について)	
日程第2 議案第58号から日程第8 議案第64号まで	31
・議案第58号 令和4年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第59号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	
・議案第60号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	
・議案第61号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	
・議案第62号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	
・議案第63号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について	
・議案第64号 令和4年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定 について	
日程第9 議案第65号	45
・議案第65号 中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関 する条例の一部改正について	
日程第10 議案第66号	46
・議案第66号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	

日程第 1 1	議案第 6 7 号	4 7
	・議案第 6 7 号 令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 4 号について	
日程第 1 2	議案第 6 8 号	5 1
	・議案第 6 8 号 令和 5 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について	
日程第 1 3	議案第 6 9 号	5 3
	・議案第 6 9 号 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について	
日程第 1 4	議案第 7 0 号	5 5
	・議案第 7 0 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について	
日程第 1 5	議案第 7 1 号	5 7
	・議案第 7 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
日程第 1 6	議案第 7 2 号	5 7
	・議案第 7 2 号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合同規約の変更について	
日程の追加		6 0
町長追加提案理由の説明		6 0
追加日程第 1	議案第 7 3 号	6 0
	・議案第 7 3 号 工事請負契約の締結について	
日程第 1 7	次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	6 3
閉会の宣告		6 3
署 名		6 5

第3回中泊町議会定例会

令和 5年 9月 1日（金曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について)
- 5 報告第12号 令和4年度中泊町財政健全化判断比率の報告について
- 6 報告第13号 令和4年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
- 7 報告第14号 令和4年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書について
- 8 議案第58号 令和4年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 9 議案第59号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 議案第60号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 議案第61号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 議案第62号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 議案第63号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 議案第64号 令和4年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 15 議案第65号 中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

- 1 6 議案第 6 6 号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 1 7 議案第 6 7 号 令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 4 号について
- 1 8 議案第 6 8 号 令和 5 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について
- 1 9 議案第 6 9 号 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について
- 2 0 議案第 7 0 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について
- 2 1 議案第 7 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 2 2 議案第 7 2 号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合規約の変更について
- 2 3 決算特別委員会の設置

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 鈴 木 長一郎 君 | 2 番 田 中 洋 君 |
| 3 番 成 田 直 人 君 | 4 番 秋 元 隆 君 |
| 5 番 塚 本 悦 子 君 | 6 番 荒 関 富 雄 君 |
| 7 番 秋 田 博 君 | 8 番 長 利 司 君 |
| 1 0 番 青 山 雅 晴 君 | 1 1 番 沖 崎 勲 君 |
| 1 2 番 野 上 憲 幸 君 | 1 3 番 川 山 光 則 君 |

○欠席議員（1名）

- 9 番 兵 庫 桂 蔵 君

○出席説明員

- | | |
|--------|-----------|
| 町 長 | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長 | 横 野 彰 吾 君 |
| 教 育 長 | 鈴 木 信 也 君 |
| 代表監査委員 | 外 崎 良 造 君 |

総務課長	下山貴子君
財政課長	三上晃瑠君
総合戦略課長	越野進一君
町民課長	宮越裕子君
福祉課長	阿部弘喜君
環境整備課長	藤本雅久君
農政課長	古川幹人君
水産商工観光課長	山中哲哉君
小泊支所長	太田光平君
教育課長	田中綾人君
税務会計課長	三上康栄君
上下水道課長	鈴木輝文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	長利香代子君
総務課行政係	白川隼君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、令和5年第3回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により3番、成田直人議員及び7番、秋田博議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月8日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月8日までの8日間に決定しました。

議案審議に入る前に、私から青山議員に厳重注意事項がありますので、朗読します。

青山雅晴議員におかれましては、本会議及び委員会等の欠席が散見され、令和4年第1回議会運営委員会において協議した結果、自らの職責を自覚し全うするよう、各種会議等への出席を催告したところであります。しかしながら、このたびの令和5年7月10日の臨時会も届け出のない欠席がありました。再三の注意にもかかわらず、このような事態を招いたことは、議会の品位を損ね、誠に遺憾であります。また、町議会としてさらなる活性化を目指す上で、不適切な行為であると言わざるを得ません。

よって、今後このようなことがあった場合は、あなたの処分について会議に委ねることになるので、ここに嚴重注意いたします。

◎日程第4 報告第11号から日程第22 議案第72号
まで

○議長（川山光則君） 日程第4、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第22、議案第72号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合規約の変更についてまでを一括上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 本日、令和5年第3回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ご多用中の折にもかかわりませず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、決算の認定や条例改正など合計19件であります。その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第58号から議案第64号までの令和4年度中泊町の一般会計及び各特別会計の歳入歳出等決算の認定についてご説明申し上げます。

本町の財政は、歳入においては、企業版ふるさと納税など財源確保に努めてはいるものの、依然として自主財源に乏しく、地方交付税の動向に左右されやすい脆弱な財政構造が続いております。

一方、歳出におきましては、高齢者人口の増加等に伴います社会保障関連経費の経常的な増加、特に公共施設の整備・更新をはじめとした基盤整備事業等による投資的経費が集中し、一時的な財政需要の急増が見込まれるものの、将来に向けて真に必要な取組には積極的に投資し、行財政改革をはじめ、自治体DX・GXを推進しつつ、効果的で、持続可能な行政運営を推進していく必要があると考えているところであります。

こうした状況の中で、令和4年度の財政運営は、「第二次中泊町長

期総合計画」を柱に、新たな町の将来像「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち」の実現に向け、限られた財源を活用して、新しいまちづくりの実行に取り組みつつ、新型コロナウイルス感染症対策と令和4年8月の大雨災害からの復旧及び被災者支援に重点を置き対処してまいったところでございます。

議案第58号は、令和4年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算総額114億5,666万9,000円に対し、決算額は、歳入総額99億8,980万8,240円、歳出総額96億6,266万3,180円、差引額3億2,714万5,060円となりました。継続費通次繰越額5万3,000円及び繰越明許費繰越額8,144万5,000円を除く実質収支額は2億4,564万7,060円となり、前年度と比較いたしますと1.0%の増額となっております。

議案第59号は、令和4年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

事業勘定では、歳入歳出予算総額17億788万1,000円に対し、決算額は、歳入総額14億2,468万2,216円、歳出総額13億9,639万9,914円、差引額2,828万2,302円となりました。実質収支額は、2,828万2,302円となり、前年度と比較いたしますと61.0%の減額となっております。

診療施設勘定では、歳入歳出予算総額1億5,433万円に対し、決算額は、歳入総額1億4,998万4,360円、歳出総額1億4,998万3,755円、差引額605円となりました。実質収支額は605円となり、前年度と比較いたしますと66.4%の減額となっております。

議案第60号は、令和4年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額18億6,606万2,000円に対し、決算額は、歳入総額18億5,802万5,908円、歳出総額18億3,003万6,427円、差引額2,798万9,481円となりました。実質収支額は2,798万9,481円となり、前年度と比較をいたしますと25.6%の減額となっております。

議案第61号は、令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入

歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額 4,359万3,000円に対し、決算額は、歳入総額 4,399万8,556円、歳出総額 4,273万134円、差引額 126万8,422円となりました。実質収支額は、126万8,422円となり、前年度と比較をいたしますと72.8%の増額となっております。

議案第62号は、令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額 2,420万7,000円に対し、決算額は、歳入総額 2,414万1,630円、歳出総額 2,332万2,763円、差引額 81万8,867円となりました。実質収支額は、81万8,867円となり、前年度と比較をいたしますと455.9%の増額となっております。

議案第63号は、令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額 2億8,367万8,000円に対し、決算額は、歳入総額 2億8,611万5,385円、歳出総額 2億8,235万7,030円、差引額 375万8,355円となりました。実質収支額は、375万8,355円となり、前年度と比較をいたしますと4.4%の減額となっております。

議案第64号は、令和4年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収支では、消費税及び地方消費税を除いて収入額 3億2,024万984円、支出額 2億5,789万7,641円、差引額 6,234万3,343円、資本的収支では、収入額 0円、支出額 2億2,022万4,355円、差引不足額 2億2,022万4,355円となりました。支出の主なものは企業債償還金となっております。

なお、差引不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本金収支調整額で補填をさせていただいております。

報告第11号は、中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

中泊町固定資産評価審査委員会委員が欠けたことに伴い、補欠の

委員を選任いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第12号は、令和4年度中泊町財政健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度における当町の健全化判断比率を報告するものであります。

報告第13号は、令和4年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度における当町の公営企業会計資金不足比率を報告するものであります。

報告第14号は、令和4年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価について、令和4年度の実績により報告するものであります。

議案第65号は、中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

半島振興法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第66号は、中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするものであります。

議案第67号は、令和5年度中泊町一般会計補正予算第4号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも5億2,957万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億5,533万円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、総合福祉健康センター工事費及び運営費、民生費に高齢者生活福祉センターボイラー取替工事費、土木費に町道補修工事費、消防費に消火栓改修工事費、教育費に備品

購入費など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金、県支出金、町債等について調整のうえ計上させていただいたほか、地方交付税につきましては、普通交付税交付額の確定により、繰越金につきましては、前年度繰越額の確定により、それぞれ計上させていただいております。

議案第68号は、令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも2,994万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億8,430万1,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、財政調整基金積立金及び、令和4年度事業費確定に伴う返還金などであります。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫支出金を計上したほか、繰越金につきましては、前年度繰越額の確定により計上させていただいております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも206万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,043万9,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、物件等修繕及び備品購入費などであります。

補正する歳入の主なものは、新型コロナワクチン接種代金受託事業収入であります。

議案第69号は、令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも3,132万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億3,994万3,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、保険給付費等の実績額確定による国庫支出金等過年度分返還金など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、基金繰入金などを計上したほか、令和4年度からの繰越額の確定により、前年度繰越金を

計上させていただいております。

議案第70号は、令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。

収益的収入について、既決予算額に302万8,000円を追加し、総額3億3,839万5,000円とし、収益的支出について、既決予算額に279万円を追加し、総額3億610万5,000円とするものであります。

補正する支出は、引込電線支障木伐採委託料、配水管一部移設工事費、過年度水道料還付金を計上しております。

収入につきましては、移設補償金、一般会計補助金を計上しております。

議案第71号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてであります。

現委員山本弘氏の任期が令和5年12月31日で満了することに伴い、後任委員を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

議案第72号は、西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合同規約の変更についてであります。

ごみ処理施設の設置に関する事務の構成団体に「鱒ヶ沢町」と「深浦町」を追加することに伴い所要の規約変更をするものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何とぞ、慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎日程第23 決算特別委員会の設置

○議長（川山光則君） 日程第23、決算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第58号から議案第64号までの令和4年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分

及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号から議案第64号までの令和4年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時20分

第3回中泊町議会定例会

令和 5年 9月 5日 (火曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員 (12名)

1番 鈴木 長一郎 君	2番 田中 洋 君
3番 成田 直人 君	4番 秋元 隆 君
5番 塚本 悦子 君	6番 荒関 富雄 君
7番 秋田 博 君	8番 長利 司 君
9番 兵庫 桂蔵 君	10番 青山 雅晴 君
11番 沖崎 勲 君	12番 野上 憲幸 君

○欠席議員 (1名)

13番 川山 光則 君

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総務課 長	下 山 貴 子 君
財政課 長	三 上 晃 瑠 君
総合戦略課 長	越 野 進 一 君
町民課 長	宮 越 裕 子 君
福祉課 長	阿 部 弘 喜 君
環境整備課 長	藤 本 雅 久 君
農政課 長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課 長	山 中 哲 哉 君
小泊支所 長	太 田 光 平 君

教 育 課 長	田 中 綾 人 君
税 務 会 計 課 長	三 上 康 栄 君
上 下 水 道 課 長	鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 利 香代子 君
総 務 課 行 政 係	白 川 隼 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（秋元 隆君） おはようございます。本日は、川山議長より欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項により私が議長の職務を行います。よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○副議長（秋元 隆君） 日程第1、一般質問を行います。

6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） ただいま議長のお許しが出ましたので、一般質問に入らせていただきます。

一般質問に入る前に、本当に今年の異常気象、今後出来秋がどうなるか心配と、またいろんな文化の祭典とか、また体育大会などで、町民の皆様方、いろいろな大会でご活躍されていることに、まず感謝申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

通告に従いまして一般質問いたします。今回の質問は、第2次長期総合計画（第3期実施計画）の中の、特に運動公園と斎場の整備についてお伺いしたいと思います。

この実施計画の中には、具体的に示すというのが、この実施計画の趣旨であります。その中には、福祉政策として、町の総合福祉健康センター運営事業など具体的に出ているものもございますが、たしか斎場の整備と運動公園の整備も入っていたように思うのでありますが、それが今回の具体的な実施計画の説明の中には、あまり私たちが分かるような内容で説明を受けておりませんので、それで、この問題は長期計画でありますので、同僚議員も過去にいろんな形で質問なされたことがあるのでありますが、その中で町のほうの答弁としては、いろんな近隣町村と広域の中で相談しながら運動公園の整備はやるけれども、なかなか要望が通っていない面もございますので、その辺をどの

ように考えているのか。

齋場の問題は、いろんな経緯があります。道路が狭い。だから、今までは、今施設が建っておりますけれども、小学校の跡地の横からずっと齋場まで道路を拡幅しているというような計画は過去にもありました。その後は、その計画が立ち消えになり、どうしても齋場に入っていく道路が狭いということで、手前のほうを町で取得してマイクロバス等が入りやすいようにしていた経緯もあると思います。

今までの齋場についての質問に対しては、町当局は近隣町村と協議しながら、町単独では齋場の整備は私ほしないのではないかとというふうに前の答弁では理解しているのですけれども、そうではなくて、町単独で行うのか。また、運動公園の整備についても、どこまで町で整備し、また近隣町村とはこれからも、どこまで話し合いながら整備していくのか、そこら辺私たち伺っておりませんので、まずその説明のほどをよろしくお願いいたします。

○副議長（秋元 隆君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 荒関議員の一般質問へのご答弁をさせていただく前に、議長のお許しを得まして、このたびの職員の不祥事案についてご報告とおわびを申し上げたいと思います。

今回の件は、昨年11月に当町の職員が相手が未成年者であることを知りつつ淫行に及んだ事案でありまして、警察による捜査の結果、今年7月に逮捕されるに及び、8月には児童買春、児童ポルノに関わる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反及び県の青少年健全育成条例違反による罰金刑が確定したものであります。この間、町民の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことは誠に遺憾であり、心からおわびを申し上げる次第であります。当該職員につきましては、警察による処分を踏まえ、町の懲戒審査委員会で審査した結果を尊重し、懲戒免職とする旨を決定をさせていただき、9月1日に公表したところであります。

今後は、二度とこのようなことがないよう職員一丸となって町民の信頼回復に努める所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、荒関議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、我が町のみならず、全国的に地方における過疎化、少子化が進んでいる状況にあり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、当町が2045年には約4,000人にまで人口が減少すると公表されているところであります。このような中、町の目指すべき方向性と、その実現に必要な施策の基本的方向などを示す最上位計画でございます中泊町第2次長期総合計画を基に現在町政を運営しているところであります。

長期総合計画は、平成28年度から10年間の地域づくりの方針を示す基本構想と前期（平成28年度から令和2年度まで）でございますが、それと後期（令和3年度から令和7年度まで）を、各5年間に分けて示した基本計画を策定しているところであります。平成29年度から第1期、これは平成29年度から令和元年度までになるわけですが、そして第2期、令和2年度から令和4年度、そして第3期が令和5年度から令和7年度ということで、各3年間に分けて具体的な施策を示した実施計画の3つを合わせて構成されているところであります。

現在は、その中の後期計画、第3期実施計画（令和5年度から7年度）、この時期に当たっておりまして、議員ご指摘のとおり、「スポーツを通じて人や地域のつながりをつくるまち」を掲げまして、運動公園の整備につきましては、社会体育関連の整備の中で、住民の誰もが生涯にわたり、目的や体力に応じてスポーツを楽しめるよう、施設や設備の計画的な整備による安全対策を進める方針としまして、老朽化や耐震性、安全性に対処するとともに、住民のニーズに対応した施設の充実、整備に取り組んでいくこととしているところであります。

この方針の下、運動公園は、これまでも町民がスポーツに親しめる環境をしっかりと確保することを最優先に、必要な修繕等を速やかに行いながら維持管理に努めてまいっておりますし、今後もそのように取り組んでまいる所存であります。

これに関連をいたしまして、通常の町有施設の維持管理とは別に、陸上競技場のように広域の大会等が開催される施設につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、大規模改修を含め、広域で維持管理していけるような新たな枠組みづくりや費用の支援について、今後も引き続き五所川原圏域定住自立圏の会議の場で協議を重ねなが

ら県へ要望してまいりたいと考えております。

また、もう一つの斎場の整備についてであります。第3期実施計画の中で、「快適で住みよい環境へ定住するまち」を掲げ、多様化する火葬場等のニーズ把握に努め、安寧に最後の儀式を行えるよう住民のニーズに配慮した火葬場の整備を行っていくこととしております。

議員ご承知のとおり、当町には中里斎場と小泊斎場、この2つの斎場があるわけではありますが、中里斎場は昭和54年に建設をされまして、平成21年には一部改修を実施し、小泊斎場は平成4年に建設をされ、現在に至っておりますが、いずれも計画的な修繕を行いながら、火葬炉を止めないようにしっかりと維持管理に努めてまいったところでありまして。

その一方で、以前、今博子前議員にお答えをしたとおり、今後は施設の老朽化や人口減少による利用者の減少をも考慮しつつ、町単独での整備維持に固執することなく、圏域の定住自立圏構想の中でも議論できるよう提案してまいりたいと考えております。

公共施設の広域利用につきましては、全国的に人口減少社会を迎えている状況下で検討が進められており、本県でも下北圏域などで圏域全体での公共施設の活用や維持について議論が始まったと承知しているところであります。それらの進捗状況等も参考にしながら、五所川原圏域でもよりよい方向に向かえるよう尽力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（秋元 隆君） 再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 町長の答弁の中では、広域の中でいろいろこれからも進めていくと、相談しながら。では、今具体的にどの辺まで話し合われているのか。何年度ぐらいをめどとしているのか。というのは、この町の長期計画は年度が切れています。最後が切れているのです。この間にやるのか、やらないのか。やれるのか、やれないのか。そこら辺を再度お聞きしたいと思います。

○副議長（秋元 隆君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今もご答弁申し上げたとおりなのであります。現状の運動公園の施設につきましては、計画どおりにしっかりと使えるよ

うに維持をしていくということであります。議員ご指摘というか、ご質問になりたいことというのは、要は公認のお話とか、そういうことであろうかと思うわけでありますが、これは前にも申し上げましたとおり、今我が町の総合運動公園陸上競技場につきましては、西郡、北郡の中体連をはじめ、様々な広域の大会が行われるグラウンドというふうになっております。通常町民の方々が健康づくりのために使う分の整備につきましては、これは計画どおりにきちんと進めていくわけでありますが、この広域で例えば競技の成績が公認をされ、県の大会に行くための公認グラウンドという観点で申し上げれば、圏域に1つあればいいのではないかということでありまして、これまでも五所川原定住自立圏構想の中で、市町長会議の中でお話をし続けてきたわけでありますが、これからもこの圏域の会議で訴え続けていくとともに、県のほうでもどういう考え方をするのか申し上げていきたい。これは、下北圏域で今そういう動きがあるということを参考にしながら申し上げていきたいなと思っております。

斎場につきましては、現状まだ使える、何とか使えるという状況でありまして、五所川原、例えば近くの川倉にある斎場が今後どうなるのかということも五所川原市さんのほうとも相談をしながら、お互い使えるものであれば一緒に使っていくという方向がいいのではないかというのは市長さんも同じような考え方でございますので、今後両圏域にとって、人口減少社会にとって、どういう在り方が一番いいのかということとはもっと広い範囲でも考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（秋元 隆君） 再々質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） それは分かるのです。一生懸命努力されているのでしようけれども。では、どのような形になるのかを今の答弁では分からないのですけれども、そうすれば、五所川原圏域の中で何年後までにはそれに対して答えが出るのか、出ないのか。では、出ない場合は、今度はまた町でもこれが2期が終わりますと、3期の総合計画に着手されると思いますけれども、そのときにこの問題を継続していくのか、それとも、もう町が独自に、圏域の中で幾ら話し合ってもまとまらな

い場合はどんな形になるのかなという、そこら辺再度お願いします。

○副議長（秋元 隆君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） はっきりしたお答えが欲しいということであろうかと思いますが、私自身もこの先、例えば10年後、15年後、この町、この地域がどうなっていくのかということは確実な予測というのは立てられないわけでありまして、であればこそ、今県も含めて、国も長期総合計画の考え方というのは変わってきているわけでありまして、10年間の期間がいいのかどうかということも今議論されているところでありまして、議員のお尋ねの心配のところにお答えをすれば、その時点、その時点で最良の判断をしていきたいということ1つであります。いつまでにとということではなくて、そのとき、そのときの状況に応じて最適な判断をしてまいりたいと。これは、広域でやるのが一番いいのか、町単独でやるのが一番いいのか等も含めて、その時点、時点で最良の判断をしてまいりたいということであります。

以上であります。

○副議長（秋元 隆君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い、質問させていただきます。

町の業務効率化に向けてのチャットGPTの取組についてであります。最近チャットGPTが毎日のようにメディアをにぎわせています。チャットGPTは、対話型のAI、人工知能と呼ばれ、2022年11月にOpenAI社が発表、登場して半年以上過ぎ、瞬く間に世界で1億人以上使うようになっていきます。今や一般企業、自治体、教育機関、政府、個人に至るまで、このチャットGPTの活用法を模索している状況であります。また、チャットGPTは、生成系AIと呼ばれるAIの一種であり、文章はもちろん、画像、動画、音楽など、これまで人間が主に行ってきた様々な創造的な活動を代替し、補佐できる能力を持つAIと言われていきます。

今、全国の自治体でも試験導入しています。その中であって、県では7月13日、文章作成、アンケート集計、文書管理など、日常業務

の負担を大幅に軽減できる7つのツールを集め、体験会を開いています。そして、県では8月24日、庁内業務チャットGPTを試験的に導入しました。当面は、課ごとに1人ずつ使い、業務効率化に十分な効果があれば、来年4月に本格導入するということでもあります。そのほか、むつ市ではチャットGPTを使った自治体業務支援システムを試験導入すると発表し、いろいろその効果を検証するとしています。

また、教育界においては、文科省が小中高の初等中等教育段階での生成AIの利用に関するガイドラインを7月4日に公表しました。いずれも利便性は高いが、町の業務も教育現場も不適切な使い方、例えば個人情報流出などの懸念が生まれてきます。また、AIには責任能力がない。情報の信憑性がない。人間のような知性もない。AIは、人間のように臨機応変に方向性や目標が決められない。職員は、機械に使われない。機械を使うよう日々研さんに努め、思考力を失わないようにしなければならないと思います。

そこで、質問させていただきます。

1、町役場の事務効率化のため、生成AIの導入予定はしていますか。また、AIに関しての人材育成にはどのように考えていますか。お聞かせ願います。

2として、教育現場での活用、利用方法などに関しての導入予定はしていますか。同様に、それを使いこなす教職員の人材の育成はどのようにお考えでしょうか。お聞かせ願います。

以上でございます。

○副議長（秋元 隆君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 塚本議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

ホットな話題と申しますか、今朝もNHKで「自治体で進む生成AI」というふうなテーマで報道がなされておったのを私も見てまいりました。今の議員のご質問に対して、私のほうからはまず役場内での生成AIの導入や、その推進に当たっての人材育成に関わる部分についてをご答弁させていただき、教育現場での対応につきましては、この後鈴木教育長から答弁をさせていただきたいと思います。

さて、生成AIでございますが、インターネット上にある膨大なデ

一夕を学習することで、指示どおりに新たな文章や画像などを生み出すことができる人工知能、アーティフィシャル・インテリジェンスということのA Iなわけではありますが、音楽やプログラムまでも多彩に生み出すことができると昨今話題になっているのは議員ご指摘のとおりであります。

その対話型の生成A Iの一つとして大きな話題となったのが、米国の企業でありますO p e n A I社が開発した人工知能、いわゆるチャットG P Tであります。昨年、2 0 2 2年1 1月に公開されると、私たちの質問に対して、まるでそこに人間が相手をして答えているかのように、自然でクオリティーの高い回答が返ってくるということで、瞬く間に注目を集め、これまでかなりのアプリケーションが出たときの対応とは全く違うようなスピードで利用者が急増しているということで承知してございます。

今回、塚本議員からいただいたご質問を早速この生成A Iに尋ねてみましたところ、次のような回答が返ってきたわけでありまして、紹介をさせていただきます。

生成A Iは、自然言語処理技術を用いて文章を生成するA Iです。町役場においても、生成A Iの導入を検討しております。ただし、注意すべき点としては、生成A Iが自動的に文章を生成するため、情報の正確性や適切性についての確認が必要です。そのため、生成A Iの導入に際しては、十分な教育、訓練を行い、人材の育成に力を入れる予定です。

今後は、生成A Iを活用して業務を効率化し、町役場のサービス向上に貢献していきたいと考えております。生成A Iを活用することで、例えば町民からの問合せに対する迅速な回答や、文章作成の効率化が期待できます。

ただし、A Iの活用に当たっては、個人情報適切な管理や人間の判断力を重視することも大切です。町役場としては、これらの点に注意しながら、生成A Iの導入を進めてまいりますと、ここまでがチャットG P Tが答えてくれた回答であります。

このように、それらしい文章を作成することができまして、業務の効率化や行政サービスの向上につながるのではないかなという可能性を感じたところであります。

生成A Iによる創造の面では、次々と新しいコンテンツが生み出されることで、様々な産業やビジネスが大変革を遂げ、多くの分野での活用の期待が膨らんでいるところでもございます。

その一方で、議員ご指摘のとおり、生成A Iによる社会へのよくない影響も深刻の度合いが増しているのではないかと。その中には、A Iで作り出されたフェイクニュースがネット空間へ流出することで社会が混乱したり、犯罪に悪用されたり、軍事利用されるということの懸念も出されており、このようなリスクの指摘の中で、A Iの倫理の規制、先ほどA Iの弱点のようなところを議員のほうからご指摘があったわけではありますが、それらを人間としてうまく使っていくための運用のルールづくりが課題になっているのだというふうに認識をしているところであります。

こういった状況を踏まえまして、当町でも業務遂行の一助として適切に活用したいと考え、先月8月には中泊町生成A Iの利用ガイドラインを策定し、個人情報漏えいなど、町民の皆様が危険にさらされることのないよう職員に運用ルールを示し、生成A I活用の下地を整えたところでございます。

そして、まず活用の手始めとして、この9月からはチャットアプリによる対話型アシスタントの試験運用を開始してございます。本定例会の補正予算に機材購入費を計上させていただきましたが、10月にはA I会議録システム、津軽弁に対応できるかどうかというのが非常に問題なわけではありますが、この文字起こし機材（ログミーツ）というものを庁内に導入するなど、今後少しずつ業務の効率化による職員の負担軽減や行政サービス向上のため、生成A Iを活用していく予定としてございます。

また、非常に便利で業務の効率化が期待される生成A Iではございますが、最終的に取り扱うのは私ども人間ということになるわけでありまして、メリットとリスクをしっかりと理解した上で、適切な活用に努めていく必要があるというふうに認識してございます。

そのためには、議員ご指摘のとおり、人材育成がまず何よりも必要であり、まずは当町の総合戦略課デジタルトランスフォーメーション推進係に業務の効率化に有効な活用方法などの情報収集に当たらせ、効果的な研修の機会を設定しながら、職員のスキルアップに努めてま

いりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○副議長（秋元 隆君） 鈴木教育長。

（教育長 鈴木信也君登壇）

○教育長（鈴木信也君） 塚本議員のご質問にお答えします。

議員ご存じのとおり、現在ニュース等で見ない日はないほど生成 A I についての話題は取り上げられております。そして、企業や、先ほど町長からの答弁もありましたように、自治体などが利用に向けて動いていることは承知しております。

そのような中、文部科学省が初等中等教育段階における生成 A I の利用に関する暫定的なガイドラインを、塚本議員にも先ほどご紹介いただきましたけれども、本年 7 月 4 日に公表しました。それを受けまして、教育委員会といたしましても、管内小中学校に速やかに周知を図っております。なお、現時点で管内の小中学校で生成 A I を業務利用している例や、児童生徒の課題などで問題となった事例の報告は承知しておりません。例えば夏休みの宿題に関して、生成 A I から答えを、言葉は悪いですがけれども、丸写しして宿題を提出しているとか、そういう報告は承知しておりません。

そのガイドラインについてですが、生成 A I の教育利用の方向性について示す一方、先ほどご指摘の個人情報やプライバシーに関する注意点、それから教育情報セキュリティ、著作権保護なども示されております。詳細な説明は割愛させていただきますが、現時点で生成 A I は発展途上のサービスであると認識しております。多大な利便性がある反面、偽情報の拡散、A I に全てを任せて、本来の学習意欲が軽減するのではないかと、そういう影響、様々な懸念も指摘されております。

教育現場の活用にあたっては、利用規約の遵守、それはもちろんでございますが、生成 A I に全てを委ねるのではなく、自らの判断が重要であることなどを十分に子供たちに理解させることが重要であると考えております。また、教職員の A I リテラシーの向上が、近い将来教育活動で適切に対応する素地をつくることや、今騒がれております働き方改革、そういうものに教職員が生成 A I を使って時間を短縮できるものや利便性があるものはどんどん使っていくということにつながることを考えまして、やはりそこには研修や校務での適切な活用に

向けた取組を推進していく必要があると考えております。

このような現況を踏まえまして、私といたしましては、メリットとデメリットを十分に理解した上で、生成A Iは積極的に学校現場で導入してまいりたいと考えております。これからの子供たちが生きる時代に生成A Iが使われない世界はあるのでしょうか。ちょっと想像できない感じがします。恐らく姿や形は変わっても、同様のテクノロジーは日常的に使われていくものと想像され、生活に溶け込んでいくものと思われまます。

いずれにしましても、このようなサービスの進化は速く、先ほど文部科学省が出したガイドラインはバージョンアップされる感じですが、そこには機動的に改定する。つまり文科省ももうどんどん改定していくと、そういうふううたっているところがあります。今現実の問題になっていることが時間の経過とともに早晚解決されているかもしれません。とにかくアンテナを高くして、今後も努めて情報収集を行い、情報活用能力を育む教育活動を一層充実させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（秋元 隆君） 再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 町長さんはじめ、教育長さんと、大変ご丁寧にご答弁いただいて、誠にありがとうございました。早速我が町でも講習会を行うと、10月からは徐々に始まると。そして、学校教育のほうももちろんのことだそうでございます。答弁は結構でございますが、私の愚見を述べて終わりにしたいと思います。

先ほども町長さんも教育長さんもおっしゃってました。あくまで機械でございます。子供たちにも、あまり信用しないという指導方法、とても重要だと私も思っております。人間とは違って、先ほど言ったとおりでございます。臨機応変なことはできないのです。100%信じることはなく、常に緊張感を持っていただきたいと思います。機械をいかに上手に使うかで、その効率化につながると思うのです。我が町では、DX、デジタルトランスフォーメーションは、早速行っております。本当にどこよりも早速行うということで、また教育面でもとても充実している。職員の働き方改革などにも気を使ってください。そして、今では支援員の配置とか、冷房管理も早くに完全に整

っております。また、子供たちのプログラミングの学習などもいろいろなことが進展していると私は思っております。

いずれにしても、ITの人材不足はきたさないよう、そして人材育成に力を注いでいただきたいのでございます。これからもデジタルに強い町と、町長さんをはじめ、職員、教育委員会一丸となって、この自治体よりも最先端を行っているのだということ、その町を目指してこれからも頑張ってもらえることを期待を申し上げて、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（秋元 隆君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○副議長（秋元 隆君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時40分

第3回中泊町議会定例会

令和 5年 9月 8日（金曜日）

○議事日程 第3号

- 1 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について)
- 2 議案第58号 令和4年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 3 議案第59号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 議案第60号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議案第61号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 議案第62号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第63号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 議案第64号 令和4年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 9 議案第65号 中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 10 議案第66号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 11 議案第67号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第4号について
- 12 議案第68号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号について
- 13 議案第69号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号について
- 14 議案第70号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2

号について

- 1 5 議案第 7 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める
の件
- 1 6 議案第 7 2 号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体
の数の増加及び西北五環境整備事務組合同規約の変
更について
- 1 7 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○追加議事日程（第 3 号の追加）

- 1 議案第 7 3 号 工事請負契約の締結について

○出席議員（13 名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 鈴 木 長一郎 君 | 2 番 田 中 洋 君 |
| 3 番 成 田 直 人 君 | 4 番 秋 元 隆 君 |
| 5 番 塚 本 悦 子 君 | 6 番 荒 関 富 雄 君 |
| 7 番 秋 田 博 君 | 8 番 長 利 司 君 |
| 9 番 兵 庫 桂 蔵 君 | 1 0 番 青 山 雅 晴 君 |
| 1 1 番 沖 崎 勲 君 | 1 2 番 野 上 憲 幸 君 |
| 1 3 番 川 山 光 則 君 | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長 | 横 野 彰 吾 君 |
| 教 育 長 | 鈴 木 信 也 君 |
| 代表監査委員 | 外 崎 良 造 君 |
| 総 務 課 長 | 下 山 貴 子 君 |
| 財 政 課 長 | 三 上 晃 瑠 君 |
| 総合戦略課長 | 越 野 進 一 君 |
| 町 民 課 長 | 宮 越 裕 子 君 |
| 福 祉 課 長 | 阿 部 弘 喜 君 |
| 環 境 整 備 課 長 | 藤 本 雅 久 君 |
| 農 政 課 長 | 古 川 幹 人 君 |

水産商工観光
課長
小泊支所長
教育課長
税務会計課長
上下水道課長

山中哲哉君
太田光平君
田中綾人君
三上康栄君
鈴木輝文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長
総務課行政係

長利香代子君
白川隼君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 報告第 11 号

○議長（川山光則君） 日程第 1、報告第 11 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 報告第 11 号、中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

委員の佐藤恭一氏の逝去に伴い、後任の委員として、長利俊広氏を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

長利氏は、中里地域芦野に在住で、自治会役員、納税貯蓄組合会計の役目を担っており、人望も厚く温厚な人柄は、委員として適任であると存じますので、選任するに当たり、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第 11 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第11号は承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第58号から日程第8 議案第64号まで

○議長（川山光則君） 日程第2、議案第58号 令和4年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8、議案第64号 令和4年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてまでを一括議題にします。

本決算については決算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

塚本悦子委員長。

○決算特別委員長（塚本悦子君） 去る9月1日の本会議において、決算特別委員会に付託されました議案第58号から議案第64号までの令和4年度中泊町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、利益の処分及び決算についてを9月6日と7日の2日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、いずれも異議なく認定すべきものと決定しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（川山光則君） 委員長の報告が終わりました。これから議案第58号 令和4年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第64号 令和4年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてまでの総括質疑を行います。質疑ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 貸付財産のことなのですが、元の職業訓練校、あそこを日本風力さんに貸しているのですよね。あそこの管理状況、今年こういう天候でありましたので、雑草が大分目につくのですけれども、そこら辺は把握しているでしょうか。

○議長（川山光則君） 三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） ただいまの荒関議員の質問にお答えいたします。

旧職業訓練校、日本風力開発株式会社のほうに貸出ししております。先般建物の改築方法等のことで、現場を設計の担当が確認に来ておりました。今、議員ご指摘の雑草等につきましては、ちょっと私どもも把握しておりませんので、そこは速やかに雑草等、周辺に影響が出ないように、適正な管理をするよう話してまいりたいと思います。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） あの目立つところを把握していないというのであれば、やっぱり貸付けした以上は、適正な管理をしてもらわなければ、町民はどこに貸し付けたのか、分かっているわけではないので、役場で粗末にしているというふうに町民の目に入りますので、貸付けした以上は、それは賃借料は当然もらうのでありますけれども、管理のほうもしっかりしてもらえよう、これからも指導していただけることをお願い申し上げます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） これは、自分が一般質問の中で質問漏れなのですが、町当局は公共施設の総面積の削減をうたっております。2,500平米ほどというふうに的確な数字も出ているのですが、これはどこをどういう形で、今後3年間で減らしていくのか、ご説明願えればと思います。

○議長（川山光則君） 三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） ただいまのご質問にお答えします。

町の長期総合計画で、公共施設2,500平方メートル削減の目標値を立てております。その目標値の根拠となりますのは、公営住宅2棟、教員住宅1棟、そしてまた旧博物館今泉分館の売却等を計画に入れて、それが2,500平方メートルの削除の根拠となっております。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 用途廃止した住宅を解体していく、それがこの計画の主なもので、その他今泉の分館の売却など、そこまでしか削減の計画では、あとは話し合われていないということですか。

○議長（川山光則君） 三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） それ以外の公共施設、例えば使わなくなった施設等は、適宜財産の整理を行っていくこととしておりまして、具体的な目標値にはまだ組み込んでおりません。

以上です。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 少子高齢化の中で無駄とは言いませんけれども、現在使用されていないような公共財産が大分目につくようになっていて、

近隣市町村でも、つがる市さんなんかは体育館の使用を停止する計画している場所とかありますけれども、当町ではそういう小学校の統廃合とか、そういうのはまだ全然計画の中にないということでしょうか。それとも、庁議の中で、まだ発表はできないけれども、やっているとか、そういう計画性が見えないと、確かにその場、その場でやらなければならないことに着手していくのは分かりますけれども、当然町としては大きな計画の流れの中で物事を進めていかないと、行政の継続性も疑われるし、そういう計画がないというのであればなくて結構ですけれども、庁舎内ではいろいろみんなで共有している部分がおありでしたら、私たちにも教えていただきたいというのが趣旨であります。

○議長（川山光則君） 三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 公共施設の適正な管理ということで、お答えさせていただきます。

町では、平成28年に公共施設等総合管理計画を策定しております。そして、令和4年3月に更新しております。その中で、公共施設は、今、議員がおっしゃられたように、人口減少、建物の老朽化に合わせて適正に管理していくのだということで、年に1回、各公共施設の状況についての打合せも予定しております。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 公共施設の総合的な管理については、今、財政課長のほうから説明があったとおり、計画を立ててやっているところであります。

その中でも、特にもう既に使われなくなったところ、これについてはその時々相手方とかと回りながら、どういう活用をすればいいのかというのを検討しながら、結論を得ていきたいと考えておりますし、お尋ねにあった学校の施設の問題であります。もう既に閉校となった下前小学校ですとか、小泊小学校も今使われなくなったわけがあります。それから、小泊中学校、こういうものについては、できるだけ早く使い道、処分の方法等については考えていきたいと思っております。

ただ、現実には子供たちが学び舎としている学校については、なかなか慎重に考えていかなければいけない部分もあるものですから、まず

初めに教育環境の在り方というものをしっかりと議論いただいた上で、結果として使わなくなった校舎については、それ以降にまた考えていくというふうなことになろうかと考えております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 使わなくなったものはものとして、それはそれでいいのでありますが。でも、小泊もああいう形で小中一貫校、そのためには事前に町民と代表者とで協議会みたいなものをつくって、ずっと議論しながら、どういう形で、どういう備品がいいのかなというところまで話し合って、一貫校もやったわけであります。当然、近い将来には、中里もどンドン子供たちの数が少なくなっておりますので、必ずや統合という形で小中一貫校まではいかなくとも、複式学級でこのままでいいのかという、そこの議論まではそろそろ下に下ろして話し合ってもいいのでは。どの辺まで話し合っているのか、私たちに見えませんので、もし話し合っているのであれば、どういう形で話し合っているのか、お願いしたいと思います。

○議長（川山光則君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木信也君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど町長がお話ししたように、やはり教育環境のことについていろいろ考えております。それで、先般12月の議会で一般質問に答弁したと思うのですが、中里地域の小学校、そういうところに関してのアンケート調査は行ったところでありまして。それに合わせて、小学校だけではなくて、将来的なことを考えてこども園までもアンケート調査を行っております。

それに関しての報告はいたしたと思うのですが、それを基に私のほうでは、やっぱり早急にそういう計画を行う予定であるということで、今進めております。もちろんそれを進めるに当たりましては、保護者、地域の住民、それから議員の皆様方、その辺のお考えを借りながら進めていく必要があると思いますので、それにつきましてはまた具体的な計画等ができた段階でお知らせをいたしまして、お力を借りたいと思います。遠い話ではないと思いますけれども、まずその辺のところでは具体的なものができておりませんので、ここで軽率に答弁いたしてもいかなものかと思っておりますので、議員おっしゃるとおり、

その辺のことは教育委員会といたしましても十分考えて、早急に対応したいと思っております。

○議長（川山光則君） よろしいですか、荒関議員。

ほかに質疑ありませんか。

野上憲幸議員。

○12番（野上憲幸君） 今日総括ということで、何点か、広角な中身にもなりますけれども、ちょっと確認を入れながら質問したいと思います。

まず、町がいわゆる10か年の長期計画を組むと、総合計画を組んでいると。それが3年ごとに見直ししていくと、これ当然なのです。むしろそれをやらなかったゆえに、どこまでも最初の計画を引きずって、皆さんやっぱりそこで迷っているような状況も出てくるわけです。町長の今回の答弁にもありましたように、当然その時点で考えればいいのです。財源も10年後をいわゆる見通した形の財源措置もできるわけでもないのだし、とすれば当然二、三年なった後には、何回か見直ししながら、財政の許す限りの中身でやればいいのです。国の制度自体もまたおかしいと思えます。何で今のように、10か年の計画なんてできるわけでもないのです。いわゆる人口減少にしても、我々10年見越した形のもの、まだまだ余力があったのが、今45年にはもう4,000人相応になるのだと、それが実態ですので、それはこれからも適切な中身で実施していただきたいと思えます。その点については、今の町長の政策に私としては賛成するものでもあります。

それと、これは特別会計にもわたるのですけれども、いわゆる歳入の中身が、現町長就任されてから過年度分の未収金が確かに減っています。それは、当然欠損処分しながら、適正な欠損処分したということの結果だと思えますけれども、それが結局収納率が上がったと思えば間違っているのです。現年度分のものに対しては、そこそこです。ただ、過年度分の回収、これが今の状態でいけば、そのままの中身が年数とともに全部欠損になってしまうのです。もっとももっといわゆる過年度分の徴収率を上げなければ、本来の意味をなさないと思えます。当然これは、現年度分の徴収の努力も必要ですけれども、その中身は1点、それはお願いしておきます。

それと、特別会計のほうに入りますけれども、水道事業を見ながら感じたのですけれども、給水計画がずっと前からの1万4,500人

とか、そこそこの中身で今推移しているわけです。それが実際の給水人口は、大体9,500人ぐらいまで減っているわけです。ただ、施設そのものがそのぐらいの給水能力があるからといって、そういう特別会計の意味をなさないような会計処理をしているのではないかと。いわゆる特別企業会計の中身でいけば、その都度、その都度で端的に見られるような会計処理をやっぱりするべきではないですか。確かに黒字にはなっていますけれども、黒字といっても県内で一番高い水道料払っているわけです。なおかつ町の繰入金も減っているわけでもないのだし、それを黒字として解釈していいものか。その方法と、それからこれを維持するにはほとんど無理だと思うのです。とすれば、昨今問題にもなっているように、津軽広域の中身に加入をする、そういう方向づけをどういう考え方として今持っているのかです。当然市浦まで行っているわけでありますので、小泊まで行っても何ら不思議でもない。

そしてまた、小泊ダムも多目的ダムとしての中身で今確かに造られてありますけれども、毎年水が少ない、やっぱり水道の給水が危ぶまれるような状況下にあるわけです。そういうことを考えれば、これからどうすればいいのかと、そういう中身もちょっと聞いておきたいと思います。

それと、国民健康保険、今年の決算状況を見ても、確かに7,000万以上の中身で、また基金への繰入れ、それが今総額として6億3,000万、4,000万の中身として入っているわけです。その基金の中身が、どのぐらいの額が適正額なのかと。当然そこで3億余の中身が、恐らくは何らかの形で調整できるのかなと思うのです。とすれば、やっぱり税率改定の中身も当然行わなければならないし、とすればどういう形で、いわゆる比率の構成を考えているのか。そこら辺も町としては、当然これはある程度答えが出れば、町が国民健康保険運営協議会のほうにかけるのでしょうけれども、そういう見通しのつけ方もまた聞いておきたいと思います。

そこら辺、いわゆるある特別会計にしても、全部の中身が確かに黒字ではありますけれども、それは黒字ということではなくて、足りない分を町が繰り出しして持っているだけのものでもありますので、本来の特別会計の中身にすれば、もうちょっとどこかの中身に頑

張れるものがあるのではないかと。ただ単なる報告でいいのかということ。そこら辺、これもまた返答を聞きながらも、幾らかまた次のほうに入らせてもらいます。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 野上議員より、たくさんの宿題を頂戴したわけですが、答えられる限りでお答えを差し上げたいと思います。

まず、税金等の収入未済の部分、不納欠損の部分なのですが、現年度の徴収率が上がっているということにご評価をいただいたことは、ありがたく思っておりますし、うれしく思っております。

ただ、ご指摘のとおり過年度分の部分について、いかに未収分を回収していくのかということで、今までも努力をしておりますし、今実は町の職員を1人滞納整理機構に派遣しております、いわゆる未収分の解決の方法として今まで町が持っている知見以外の知見を得るために、実は滞納整理機構のほうに1人職員を派遣しているわけがあります。本人も機構のほうで、様々な知見なりノウハウを学んできた上で、町の徴収率向上に役立てたいという意欲を持っていていきますので、帰ってきた後の頑張りに期待をしたいと。いずれにしても、税金でもって我々の町の行政って成り立っているわけがありますので、そこはできる限り公平に負担していただくよう努めてまいりたいと思っております。

それから、これまた2点目、非常に難しい課題なのでありますが、水道事業の件であります。今、現実には黒字が出ているということに安穩としているわけではないということ、まず申し上げておきたいと思えます。私自身は、先日来というか昨年、一昨年あたりから、町民の皆さんと懇談会を開きながら、人口減少に関して意見を交わしてきたわけですが、場所によっては人口減って何困るのだけという直接的な問いをいただく場面があります。私は、その際いつも説明させていただいているのは、今の人口が半分になったら、水道料金が倍になってもおかしくないのだと、単純にいけばです。それが一番の人口減少の課題なのだということが、先ほど野上議員のほうから指摘のあった、給水人口1万4,000人のままでずっと来ているというのがおかしいのではないかとということにも関連してくるわけがあります。

今町とすれば、広域の水道事業への加入、これ県のほうからもお誘いを受けているわけでありますが、今議論を始めております。できれば、そういう形で小泊地区の水源の問題も解決できればなと思っております。いずれにしても、水道事業に関しましては、公会計を導入することによって、またしっかりとしたプラス・マイナスの部分が見えてくるのかと思いますので、そこら辺見ながら、また新たな水道事業の計画をつくっていきたいというふうに思っております。

3番目の国保会計についてでございますが、国民健康保険につきましては、国保運営協議会のほうにいつも諮りながら国保税等を決めていただいているわけでありますが、いつも悩むのがどのくらいに設定して、赤字も出さずに、黒字も多くしないでというところに悩んでいるわけでありますが、結果的に億を超えるくらいの黒と申しますか、使わなかった分が毎年積み上がっていくわけでありまして。コロナ禍において、積み上がってきた基金を使いながら、町民の方々に国保税の負担を軽減していただくように、一律1万円減というふうな形の施策も取らせていただいたわけでありまして、ここは永遠の課題というとなんなわけでありまして、入りと出の調整というのが、いかんせん医療費そのものも、医療給付のほう、これが変数になってくるわけでありまして、収入もまた変数でありますし、出るほうも変数であると。この変数同士をうまくバランスさせないと、残る金についても調整できないわけでありまして。そこは、いろんな知恵を絞りながら、何とか町民の皆様にご負担をいただかなくても済むような形で考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 野上議員。

○12番（野上憲幸君） 水道については、町長の基本的な考えを聞きましたので、恐らくこれからそういう材料をベースにして考えていくのかなという具合に思っておりますし、また当然今基金が多いから、いわゆる給付金の変動がある中身での、どこら辺のガイドラインを引けばいいのかということもあるかもしれませんが、ただ、今の中身ではちょっと基金のほうが多過ぎるのではなかろうかと。コロナ禍の中身で、案外運営のほうは楽であったかもしれませんが、一発イン

フルエンザが出れば5,000万、6,000万ぶっ飛ぶのが、そういう制度でありますし、それは分かるのですけれども、それとは別に、いわゆる平成30年からの県が協議会を設置した中身での運営形態に変わってからは、そもそも県自体も基金を持てることでもありますし、そこら辺はまだまだ考える余地があるのではないかと思います。

それと同時に、そこで税率改定等になった場合、やっぱり今我々、子育て支援を重点的に町が進めているのだと。とすれば、やっぱり一番課税対象になるのは、いわゆる中間所得層の人たちなのです。とすれば、子育てに目いっぱい金がかかっている人たちに、どういう具合にすれば軽減措置を取れるかとすれば、税率改定の中身でもできるわけですので、そこら辺も含めて、これから町としては協議しながら、国民健康保険運営協議会のほうに諮問していただければなと思います。

そういうことで、取りあえず以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 私から、3点ほどお願いいたします。

まず私、再三にわたって総務課長のほうに、田茂木地区のコミュニティセンターのことなのですけれども、今年気温が高くて自治会長がエアコンが壊れて会場を使えないということで、ぜひ取り替えてほしいという要望を出しているのですけれども、一向に工事が前に進んでいないということで、この先そういう計画があるのか、やってもらえるのか。この間も堤防の草刈りで自治会長に会いましたら、何とか私のほうからもお願いしてやってほしいと、そういう要望でしたので、ひとつ考えてもらえないかということです。

そして2点、再三新聞等でもにぎわっていますけれども、高齢者のひとり暮らしの孤独死が最近目立つようになってきていました。それで、我が町ではひとり暮らし高齢者の巡回等とか増やして、これからそういう人のところを重点的に回ってみるとか、そういう予定があるのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、最後なのですけれども、洋上風力についてなのですけれども、昨日秋本衆議院議員が逮捕されたと、そういう報道がありました。そしてまた、今日、朝の新聞では、我が町の町長のコメントもありま

した。それで、私のところにある町民から電話がありまして、このことについて我が町、町民のみんなに対して、町長のほうから、コメントがあるのかどうか、ちょっと聞いてほしいということで電話いただいたので、そのこともひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（川山光則君） 下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 鈴木議員の田茂木防災センターのエアコンの設置の件について、私のほうからお答えしたいと思います。

議員から、なおかつ地区の町内会の方から、エアコンの設置についての要望はいただいております。ただ、この建物自体がかなり老朽化しておりますのと、あと面積100畳ほどの畳の部屋があるという広い建物であります。新しいエアコンを入れるに当たり、この老朽化した建物でエアコンが十分に機能が発揮できるのか、あとは施設の利用状況等、この辺を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川山光則君） 阿部福祉課長。

○福祉課長（阿部弘喜君） ただいまの質問についてお答えいたします。

見守りについてでありますけれども、地域見守り活動推進事業を社協さんのほうにお願いしてございまして、令和4年度の実績としましては、中里地区208名、小泊地区88名の実人数296人の方を、独り暮らしも含めて見守り事業を行っております。

また、地域見守り隊という協定を結んでございまして、平成25年、26年に協定を結んで、中里、市浦郵便局や生協、コープあおもりさん等々で協定を結んで、日常の異変があれば、すぐ報告してもらいように協定を結んで取り組んでおります。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 私のほうからは、洋上風力の今の新聞報道等に出ている日本風力開発株式会社と国会議員のほうの関係についてと、町の事業について町民に説明がないのかというお話についてお答えをしたいと思います。

我が町と日本風力開発との関係で申しますと、小泊漁港区域における洋上風力発電の事業のパートナーであるという関係であるということ、議会の皆様にまずご説明をさせていただきたいと思ひます。その上で、今回の件、これは一般海域における再生可能エネルギーの関

係の法律に基づいて行われている事業に関して、国会議員の質問を要請したのではないかと。それに対する見返りで、何がしかのものがあつたのではないかという捜査の議論でありまして、直接我が町と秋本議員の質問の関係があるのかということ、全くないというのが私の受け止めであります。したがって、今回の国会議員の秋本議員の件について、私から町民の皆様には何かの説明をする必要があるかということ、ないのではないかなというのが私の考えであります。

その上で、今関係があると申しあげました小泊漁港における風力発電事業に関しましては、町のパートナーであります日本風力開発、贈賄側というのですか、贈賄側と言われている会社が、我々と事業のパートナーになっているわけでありまして、この件に関して言えば、事業のパートナーである日本風力開発株式会社が今後、今回の件を受けて、どのような判断をされるのか。9月1日で社長は交代したようではありますが、この事業に関しては、我が町の事業のみならず、日本全国はたまた海外のほうでも事業を持っているようでありまして、それらのものについて、会社としてどう整理されるのかということところがまず一義的にあるのではないかなと。その上で、会社側から小泊漁港での風力発電事業の案件に関して、また改めて一緒にやろうと、SPCをつくってやろうという話があれば、その段階で議員各位ともご相談をしながら、町として意思決定をしていかなければいけないのだろうと考えております。その過程において、適宜適切に議会及び町民の皆様方には説明をしてまいりたいなと思っております。今申しあげられるのは、今回の件と小泊漁港の風力発電の件については、直接的な関係はないというふうなことであります。

以上であります。

○議長（川山光則君） 鈴木議員、よろしいですか。

○1番（鈴木長一郎君） 下山課長、よく分かりました。私は分かるのですが、やっぱり部落のトップになっている自治会長がまず把握していないようでございますので、課長のほうからその旨をしっかりと伝えてもらえれば、本人の誤解も解けると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、孤独死のほうは分かりました。巡回を強化してもらえばありがたいと思ひます。

そして最後、濱館町長、ありがとうございます。私、別に誤解しているわけでもないし、我が町にとっては洋上風力は、これはもうやっていたいかなければいけない、そして皆進めていることですので、誤解のないようにこれからも工事を進めていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 私からは、今回決算ということで見た結果、大変適正に使われているなと思っております。ただ、中で私、スポーツ関係なのですけれども、この間の日曜日、県民駅伝が行われました。結果は大したことないのですけれども、あの暑い中、昨日田中議員からもありましたように、日射病とかそういうものでないと、もう命令形で頑張ってもらったと。練習そのものが、大会当日はまああの暑さなのですけれども、練習する小学生あたりはかわいそうであったというのが私が見る範囲であります。

それと、お願いしたいのは、やっぱりおもてなしというか、反省会とか、いろんな面で来年も出るし、出なければまたいろんな意味で県から予算削られては困るなど、そういうことはあり得ないのですけれども、教育長の賛同いただきまして、何人かで反省会をやった話の中で、今回中泊が出るに当たり、北海道から、地元出身なのですけれども、北海道の大学、あとはまた関東から大学生、2人を、旅費を払ったのかな、後で小言を言っていました。旅費ばかりでなく、もう少し支給してもいいのではと、そういう話を聞きましたので、財政課長、その点も少し後で詳しく聞いて、でなければ来年出場はできません、はっきり言って。私も結構無理かけて、今回参加しました。そのむねはプライベートなのですけれども、教育長も大分覚えているはずなのです。課長もいたし、いろんな話ししました。

ただ、これは町自体が皆を呼んで、来年の頑張りを込めて反省会というか、おもてなしをして、町が主催して、みんなの意見を聞きながら、来年頑張るべしということになってほしいなど。ただ、一番みんな言う財政難ですが、財政はいつも余るとか多いとかはないから、何か思い切って、幾らかの金額なのだから、その点はひとつお願いして、議会で言うことでないかもしれないけれども、ひとつその点、担当課。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ただいまの質問にお答えいたします。

昨年9月、県民駅伝に際して、県外の選手に対して、旅費を支給したほうがいいのではないかと、そういった意見を頂戴しまして、今年の県民駅伝に関しましては、招聘した2選手に対して、従来よりも増額した旅費のほうは手当はしたところでございます。そのほかに、反省会、そういった点で配慮というか、そういったことでございますけれども、私たちだけで決めるというよりは、これは実行委員会で話し合った中で、できれば予算があった上でということですが、そういった中で、どのような方法がいいのか、反省会も含めて、こちらは検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木信也君） 沖崎議員のご質問にお答えします。

去年の9月でした。議員ご指摘のとおり、やっぱり町の代表なので、それ相応のおもてなしをしなければいけないということで、早速予算面でも増額していただいて、大学生2人、埼玉と北海道から来ていただきました。小中学生も頑張っていました。ただ、熱中症でなかなか練習できなかったのですけれども、それを行っているボランティアのコーチ、非常にみんなが力を合わせて県民駅伝を行った次第であります。

その中で、議員18位が何とかと言っていましたけれども、今回16位です。去年は14位、去年は周回コースでした。その前2回コロナでたしか中止で、その前が18位、順位だけでいくと上がっているのです。過去ずっと調べたときに、周回コース、コースは変更になっていますけれども、我が中泊町は14位が最高だと思います。単に順位を上げるだけではなくて、その取組とか、沖崎議員を筆頭に陸上協会とか、いろんな協会ありますけれども、頑張っているのは分かっております。だからといって財政が無尽蔵にあるわけではないのですけれども、私が言いたいのは、今県民大会もそうなのですけれども、町内のスポーツ、それから文化、全部を見直している最中です。今までのとおり、バブルの時代から、建物もそうなのですけれども、やっ

でも集まらないところもある。時代に即していないのではないか。では、時代に即して、少ないなら少ないなりに、そしてなおかつ盛り上げる町民のスポーツまたは文化の祭典、そういうものはどういう在り方が必要かと。お金をかけるところは、町長部局とも相談しながらかけていかなければいけないし、それからなくすことも必要だと思うのです。昔よかったから、これからもいいというわけでもないし、その辺はこれからつくらなければいけないものもあるだろうし、そういう見直しを図ってやらなければいけない、そういう時代に差しかかっているのではないかなと、沖崎議員の話を聞いて思いました。

ただ、根底にあるのは、今日この議会の前に武田小学校の交通パレード、田中議員も塚本議員もいらっしゃいましたけれども、少ない人数でやっておりました。町民の方々、武田を回っている中の、そんなに何百人もいませんでしたけれども、各箇所町民の方々が一生懸命応援して、子供たちも楽しそうでした。基本的には、子供たちとか町民が、我が町に住んでよかったとか、そういう観点の行事をやっていかなければいけないと、そういうふうに考えています。直接的な答弁になっていませんけれども、気持ち的にはそういうことで、これからも頑張るつもりでございます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 重々分かりながら、お互いに話をするわけなのですが、いま一つ、中身的にはきりがないだけ、お互いに案ずる気持ちはある、町もあるし、選手もそうなのですけれども、教育長、田中課長、ひとつ力を入れてまた何とか。

それと一つは、来年度県民大会が、陸上中泊を利用したいという話が聞こえております。それについても、なかなか今の現状では、またお金がかかると思うけれども、それでも対応して、ただ陸上競技のことを話せば、いろんな通る部分がありますので、最低限でうまくいけるように応援していますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第58号から議案第64号までを一括して採決します。

本決算に対する委員長報告は認定するものであります。

お諮りします。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号から議案第64号については、委員長報告のとおり認定するものと決定しました。

◎日程第9 議案第65号

○議長(川山光則君) 日程第9、議案第65号 中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上税務会計課長。

○税務会計課長(三上康栄君) 議案第65号 中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、半島振興法第17条の一部改正に伴い、適用期限を2年延長し、対象地域・地区から過疎地域に係る措置の対象地域を除外するため、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の1ページを御覧願います。

第1条において、「の第2欄」を削り、「製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く。)及び情報サービス業等」を「法第17条に掲げる事業」に改め、「設備を」を「設備(同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。次条において「対象施設等」という。)を」に改め、第2条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「租税特別措置法第12条第4項の表を第2号又は第45条第3項の表の第2号の規定

の適用を受ける」を「対象施設等である」に改め、「(前条に規定する事業の用に供するものに限る。)」を削るものであります。

本条例改正は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用すると規定しております。

以上で議案第65号 中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、ご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第66号

○議長（川山光則君） 日程第10、議案第66号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

宮越町民課長。

○町民課長（宮越裕子君） 議案第66号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案議案書つづりの21ページを御覧願います。

この条例の改正は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の改正に伴い、中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものです。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表の3ページを御覧願います。

移動端末設備を利用した多機能端末機による印鑑登録証明の交付を可能とするものであります。多機能端末機（コンビニ交付の際使用の端末）による印鑑登録証明書の交付申請について、移動端末設備（スマートフォン）に記録した利用者証明用電子証明書を利用する方法を新たに追加するものです。

本条例は、公布の日から施行いたします。

以上、議案第66号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第67号

○議長（川山光則君） 日程第11、議案第67号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 議案第67号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,957万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5,533万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。9ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、10ページを御覧願います。10節需用費に総合福祉健康センター運営に係る燃料費470万5,000円、電気料2,209万2,000円、水道料86万6,000円を、12節委託料に総合福祉健康センター管理事務業務1,100万5,000円を、14節工事請負費に物価高騰及び追加工事に伴う増額分として、総合福祉健康センター建設工事1億1,273万円、総合福祉健康センター外構工事1,729万円を計上しております。

青森県と連携して取組を進めている健やか住宅リフォーム工事について、県による工事費の積算が確定したことから、1,234万2,000円を計上しております。

11ページを御覧願います。第12目電算事務対策費、12節委託料にソフトウェア保守業務委託料298万7,000円を、第14目財政調整基金費、24節積立金に2億8,732万7,000円を、第2項徴税费、第1目税務総務費、12節委託料に個人住民税システム改修費507万6,000円を、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、13節使用料及び賃借料に戸籍クラウドサービス利用料として246万4,000円を計上しております。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目福祉センター費、12ページを御覧願います。14節工事請負費に高齢者生活福祉センターボイラー取替工事費1,540万円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、13ページを御覧願います。第8目緊急対策費、22節償還金、利子及び割引料に新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金過年度分返還金として521万3,000円を計上しております。

14ページを御覧願います。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、14節工事請負費に町道補修工事増額分400万円を、15ページを御覧願います。第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費、14節工事請負費に消火栓改修工事費280万3,000円を計上しております。

16 ページを御覧願います。第10款教育費、第6項保健体育費、第2目学校給食センター費、13節使用料及び賃借料、冷凍庫リース及び厨芥処理システムリース、合計84万5,000円を減額し、17節備品購入費に厨芥処理システム517万円、冷凍庫59万2,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。7ページにお戻り願います。2、歳入。第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税に2億1,050万6,000円を計上しております。普通交付税交付額の確定によるものであり、今年度の地方交付税交付額は、令和4年度比5,400万2,000円減の37億9,050万6,000円であります。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目総務使用料、1節総務管理使用料に総合福祉健康センター使用料180万円、入館料348万5,000円、合計528万5,000円を計上しております。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目土木費補助金、2節住宅費補助金に空家対策総合支援事業補助金として500万円を計上しております。

8ページを御覧ください。第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金として1億7,564万7,000円を計上しております。繰越額の確定によるものでございます。

第21款町債、第1項町債、第1目総務債、2節、総合福祉健康センター建設事業債に1億3,000万円を増額しております。その他、歳出の関連において、国庫支出金及び県支出金等にそれぞれ所要額を計上しております。

続きまして、継続費補正、債務負担行為補正及び地方債補正についてご説明いたします。5ページを御覧願います。第2表継続費補正、1、変更では、令和3年度から令和5年度まで設定した総合福祉健康センター建設事業について、1億3,002万円増の総額23億6,720万6,000円に変更し、年度割についても令和5年度を5億2,377万7,000円に変更しております。

第3表債務負担行為補正、1、変更では、令和3年度から令和5年度まで設定した、小説「津軽」の像記念館管理運営業務（指定管理者

制度)について、総額985万5,000円に変更しております。

第4表地方債補正、1、変更では、総合福祉健康センター建設事業において、事業の追加等により限度額を5億2,000万円に変更しております。

以上、令和5年度中泊町一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

野上議員。

○12番(野上憲幸君) 民生費の中で、今の高齢者福祉センター、これボイラーの取替え等が今入っているわけですがけれども、もう当然今の新しい福祉センターができれば、事業の中身も違ってはくるとは思いますけれども、社会福祉協議会がそういう事業の一環として、あるいは必要だと思って、当然直していく、改修しながらいくわけですがけれども、果たしてどこら辺までこの施設を維持するのかなです。建物も大分老朽化しておりますし、本来これからは協議会そのものの存続まで今度考えざるを得ないような状況下にあるわけですので、そういう中身の点でも、どこかの頭の一抔に入っているのかどうか、そこら辺確認してみたいと思います。

○議長(川山光則君) 濱館町長。

○町長(濱館豊光君) 申し訳ございません。これ小泊のほうの福祉センターのやつでございまして、中里のやつはもう今手つける予定は全くありませんので、小泊のほうも、福祉センターのほうのボイラー2基で動かしてあったのですけれども、1基故障して、何かあったとき全然対応できなくなっているのです、この際両方取り替えてしまって、小泊の皆さんには安心して風呂に入ってもらおうということですので、よろしく申し上げます。

○議長(川山光則君) ほかにありませんか。

6番、荒関議員。

○6番(荒関富雄君) 16ページの教育費で、物件貸借料が今度、資産備品に置き換えられたと言えはなんですけれども、これは何年ぐらいの融資を予定してやって、恐らく不落が何かでこういうふうになったとは思うのですけれども、そこら辺の内容等の説明をお願いいたします。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ただいまの質問にお答えいたします。

冷凍庫、それから厨芥処理システム、この2つを入札に付したわけですが、残念ながら入札不調ということで、再入札を検討したのですが、そもそも指名業者でリース会社があとなかなか指名できないということ、それから物品の購入が主なものになりますので、仕様の変更もなかなか難しいということでして、それであればということで、物品の購入のほうに計上したものでありますけれども、それに当たってリースにするメリット、物品購入にするメリット、それを検討しまして、そもそもこのシステム自体なかなか壊れないというか、修繕実績があまりなかったものでございますので、物品購入でもそんな遜色ないということから、物品購入のほうに補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第68号

○議長（川山光則君） 日程第12、議案第68号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

宮越町民課長。

○町民課長（宮越裕子君） 議案第68号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,994万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,430万1,000円とするものであります。

診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ206万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,043万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。6ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第2項徴税费、第1目賦課徴収費に、国民健康保険税の通知書へのQRコード印字に係る印刷製本費として30万円計上しております。

第7款基金積立金、第1項基金積立金、第1目財政調整基金積立金に、財政調整基金への積立金として2,283万2,000円を計上しております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第5目保険給付費等交付金償還金に前年度普通交付金返還金として650万1,000円を計上し、第6目償還金に前年度特別交付金返還金として31万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページにお戻り願います。2、歳入。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第3目出産育児一時金臨時補助金に、出産育児一時金臨時補助金として2万円を計上しております。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に、前年度繰越金として2,828万1,000円を計上しております。

第8款諸収入、第3項雑入、第5目雑入に、青森県国民健康保険団体連合会から普通交付金返還金として164万2,000円を計上しております。

以上で、事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。9ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理

費、第1目一般管理費において、1節報酬から17節備品購入費まで合計で102万5,000円を計上しております。

第2款医業費、第1項医科用医業費、第1目機械器具費で、13節使用料及び賃借料に在宅酸素治療法器具借上料として21万8,000円、17節備品購入費に高圧蒸気滅菌器及び多項目自動血球計数装置の購入費として、合計82万4,000円を計上しております。

次に、歳入であります。恐れ入りますが、8ページにお戻り願います。2、歳入。第1款診療収入、第1項医科外来収入において、第1目国民健康保険診療報酬収入から、第3目後期高齢者医療診療報酬収入まで精査の上、合計で370万3,000円を減額しております。

第5款諸収入、第2項受託事業収入、第2目予防接種代金に新型コロナワクチン接種代金577万1,000円を計上しております。

以上で議案第68号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第69号

○議長（川山光則君） 日程第13、議案第69号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部福祉課長。

○福祉課長（阿部弘喜君） 議案第69号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,132万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,994万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。7ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、12節委託料に、令和6年4月制度改正対応のシステム改修業務委託料33万円を計上し、第3項介護認定審査会費、第2目認定審査会共同設置負担金、18節負担金、補助及び交付金に西北五広域連合負担金差額分11万円を減額しております。

失礼いたしました。先ほど申し上げましたページ数、7ページではなく5ページに訂正いたします。おわびいたします。大変申し訳ございませんでした。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金に、介護給付費準備基金積立金2,146万円を計上しております。

第6款諸支出金、第1項還付金及び還付加算金、第2目償還金、22節償還金、利子及び割引料に、令和4年度国庫支出金の確定に伴う返還金964万1,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。お戻りいただいて、4ページを御覧願います。2、歳入。歳入は歳出との関連において、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第2目地域支援事業支援交付金に、過年度分交付金344万3,000円を計上し、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目その他一般会計繰入金、3節介護認定審査会費繰入金21万3,000円を減額し、第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に、前年度繰越金2,798万8,000円を計上しております。令和4年度からの繰越額の確定によるものであります。

第9款諸収入、第2項雑入、第3目雑入に、つがる西北五広域連合過年度負担金精算返戻金10万3,000円を計上しております。

以上、議案第69号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第70号

○議長（川山光則君） 日程第14、議案第70号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第70号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

収益的収入の既決予算額を302万8,000円追加し、総額3億3,839万5,000円とし、収益的支出の既決予算額を279万円追加し、総額3億610万5,000円とするものです。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。それでは、収益的支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及び給水費、15節委託料に引込電線支障木伐採業務26万7,000円、第3目受託工事費、15節委託料に配水管一部移設の受託工事239万8,000円、第3項特別損失、第1目特別損失、1節特別損失に過年度漏水軽減に伴う還付金12万5,000円を計上いたしており

ます。

次に、収益的収入についてご説明いたします。第1款水道事業収益、第1項営業収益、第1目受託工事収益、1節工事収入に受託工事に伴う移設補償金239万8,000円、第2項営業外収益、第2目他会計補助金、1節他会計補助金に、一般会計補助金63万円を計上いたしております。

以上、議案第70号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 2ページの水道事業収益の工事収入の239万8,000円、この移設補償金という内容そのものはどういうふうなものか、ちょっと知りたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（川山光則君） 鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 成田議員のご質問にお答えいたします。

東北農政局が実施予定であります芦野幹線用水路附帯施設改修工事におきまして、町が管理します配水管の一部が工事の支障となることから、仮の移設工事を行うものであります。工事は町が発注いたしまして、要した費用について、移転補償として東北農政局のほうからいただくような内容となっております。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第71号

○議長（川山光則君） 日程第15、議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件を議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてご説明申し上げます。

現委員、山本弘氏の任期が令和5年12月31日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

山本氏は、中里地域宮野沢在住で、平成27年1月から人権擁護委員として活動しており、委員として適任であると存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は同意することに決定しました。

◎日程第16 議案第72号

○議長（川山光則君） 日程第16、議案第72号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合同規約

の変更についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第72号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合同規約の変更についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの24ページを御覧ください。今回の変更は、ごみ処理施設の設置に関する事務の構成団体に「鯉ヶ沢町」と「深浦町」を追加することに伴った所要の規約変更について、議会の議決を求めらるるものであります。

規約の変更内容については、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、条例等新旧対照表の4ページを御覧願います。第2条中「つがる市・鶴田町及び中泊町」を「つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町」に改め、第3条中見出し「事務」を「組合の共同処理する事務」に改め、以下の表を追加し、共同処理する事務の内容を「ごみ処理」を「し尿処理」に分類し、同条中第1号から第5号を削っております。

5ページを御覧願います。第5条第2項中、議員定数を「8名」から「12人」に改め、第6条に「特別議決」を追加し、以下の条項を繰り下げ、第7条第1項中、副管理者を「3名」から「5人」に改めるなどの所要の改正を行っております。

以上で、議案第72号 西北五環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び西北五環境整備事務組合同規約の変更についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） これによって、ごみの焼却施設のほうには鯉ヶ沢さんと深浦さんが新たに加わり、あとし尿処理のほうには加わっていないと。この規約改正によって、何がどのように変わっていくのか、もう少しかみ砕いてお知らせ願えればと思いますけれども。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 副管理者でもあるものですから、私のほうからお答え

をさせていただきます。

鱒ヶ沢、深浦につきましては、ごみもし尿処理も今までこの2町で事務組合をつくってやってきたわけでありましたが、今ごみ処理の施設が大分老朽化してきていて、更新の時期が来ていると。私どものほうの西部クリーンセンターについても、炉の修繕とかずっとやってきたわけでありましたが、今度大規模に作り変える時期が迫ってきていると。両地域の更新の時期を合わせるような形で、ごみ処理については広域でやっていこうということが組合のほうの協議の場で相整いまして、それに向けてこういう規約の整備とかもやっていくということであり

ます。ごみのほうの処理は、深浦、鱒ヶ沢も含めてやることになるので、次に焼却施設の場所をどこにするかという議論が今後出てきて、令和8年のあたりまでには結論を得るというふうなことになってきたかと思

います。また詳細については、議会のほうにもご説明をしたいと思います。し尿処理については、今までどおりということで、変則的なやり方になっております。

以上であります。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（川山光則君） お諮りします。

本日、町長から議案第73号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長（川山光則君） 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 追加提案をさせていただきます議案についてご説明を申し上げます。

議案第73号は、工事請負契約の締結についてであります。中泊町一般廃棄物最終処分場災害復旧工事について、条件付一般競争入札により工事請負契約を締結するに当たり、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、仮契約を締結した上で、議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

◎追加日程第1 議案第73号

○議長（川山光則君） 追加日程第1、議案第73号 工事請負契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 議案第73号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

追加提出議案書つづりの1ページを御覧ください。本議案は、9月5日に仮契約を締結した工事請負契約について、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものであります。

1、契約の目的は、中泊町一般廃棄物最終処分場災害復旧工事であります。

2、契約の方法といたしましては、条件付一般競争入札により、令和5年8月2日に告示して公募したところ、8者の応募があり、8月30日に入札を実施、9月5日に仮契約を締結しております。

3、契約金額は6,930万円。

4、契約の相手方は、中泊町大字芦野字福泊23番地、株式会社竹内組、代表者は代表取締役、竹内大介氏。

なお、工期は議会の議決を得た日から令和6年3月20日までとしております。

以上、議案第73号 工事請負契約についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） これ当然災害復旧の工事でしょうけれども、どこをどのように、工事内容、道路なのか、どの範囲をどういう契約なのか、これでは理解できません。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 荒関議員の質問にお答えいたします。

場所は、尾別のごみの処分場へ行くところの道路で、そこが昨年度の災害で崩れまして、そちらのほうの一番下の低いところに擁壁、ふとんかごという擁壁をやって、その上に新しい土を持ってきてやって、のり面保護をやるという工事内容で、同じくその中で崩れた配水管等も一緒に復旧していく工事内容となっております。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） あそこ大分ひどい災害でありまして、家庭から出るごみも直接搬入できないような状況下に今あるわけですが、今の発注した工事は、のり面は物すごく崩れています。元の石山に行くあの道路は、それなりに土を寄せて、林道は通れるような状況にあると

思うのですけれども、これはのり面だけで道路は入っていないのか、そこを聞きたいのです。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 昨年の雨の災害で、尾別の最終処分場のいわゆる管理用道路が崩落したわけでありまして。この道路の崩落についてどのようにいわゆる復旧するかというのは、前に議員各位にもご説明申し上げたところでありますが、様々案があったわけでありまして。様々案があった中で、今あった崩れた管理用道路、あれを復旧すると。そのために、今、課長から説明あったように、下のほうから盛土して行って、その上に道路を復旧させるという工事の発注をしたということでありまして。新しい道路を造る、管理用道路を造るための工事でありまして。以上であります。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） ということであれば、これだけあそここのひどいような状況が一発で解決するというわけではないということですよ。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 大体議員ご心配いただいている雰囲気は分かるのですけれども、要は今、議員ご指摘のとおり、一般の町民自体もあそこにごみを搬入できない、危ないので。役場に一旦集めて、役場から業者の皆さんに運んでもらっている状況なのですが、それは道路がないから、行くための道路がなかったためで、そういうふうにはやっていたわけで、こっち側にある風力のための道路、あれの利用も考えたのですが、要するに管理責任上、そこを通すわけにはいかないということで、こちらのほうの崩れたところの復旧に、要するに町としては決定したわけでありまして。よって、元に戻るということでありまして。仮設でも何でもなくて、本物の管理用道路を造るということでありまして。

以上であります。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 私地元として、今あるあったのですけれども、結果的に町民がごみなげに行くと。時間かかる、大体の計画。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 年明けの雪解ける頃までにはできますと。先ほど課長のほうから、工事の期限が3月20日までという工期で発注したとい

うことでありますので、それまでには町民の皆さんが普通にごみなげに行けるということであります。

以上であります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 次期議会の会期日程及び議会運営に関する
事項について

○議長（川山光則君） 日程第17、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（川山光則君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和5年第3回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時45分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 川 小 光 則

副 議 長 秋 元 隆

署名議員 秋 田 博

署名議員 秋 田 直 人